

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

家畜改良増殖法の一部改正など、関係法令の改正等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 2 以外の改正 令和二年十一月三十日
- 2 漁業法の一部改正に伴う改正 令和二年十二月一日

★ 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第七十号）（団体検査課）

一 改正の要旨

水産業協同組合法等の一部改正に伴い、漁業生産組合の設立等に係る新たな届出手続について規定するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十二月一日

★ 広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（規則第七十一号）（畜産課）

一 改正の要旨

家畜改良増殖法等の一部が改正され、家畜人工授精所の開設許可に係る変更の届出が新設されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十一月三十日

★ 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第七十二号）（水産課）

一 改正の要旨

広島県漁業調整規則の全部改正に伴い、引用条項を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十二月一日